

# 要約筆記通訳者派遣事業 ～利用のしおり～

静岡市では、要約筆記を必要とする聴覚障がい者、音声言語機能障がい者（以下「聴覚障がい者等」）のために要約筆記者を派遣する事業を実施しています。要約筆記を円滑にご利用いただくために、派遣依頼の方法などについて、ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

## 1 要約筆記とは？

要約筆記とは、聴覚障がい者等（主に中途失聴者・難聴者）に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のことです。「話す速さ」は「書く（入力）速さ」より大変速いため、話の内容を要約して筆記するので「要約筆記」といいます。要約筆記は話を「速く、正確に、読みやすく」書くことを心がけて要約して伝えます。

## 2 要約筆記の方法

### ● OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）

透明のロールシートに書かれた文字をOHPで拡大してスクリーンに映し出します。聴覚障がい者等が多数参加する会合や講演会などに適した方法です。拡大投影機には、OHPの他にOHC（オーバー・ヘッド・カメラ）もあります。

### ● パソコン

パソコンを使った要約筆記です。

### ● ノートテイク(手書き・パソコン)

基本的には個人(聴覚障がい者等)の横で紙に書いて伝える方法。個人の派遣ではこの方法が一般的です。

## 3 利用できる方

(1) 静岡市在住の聴覚障がい者等（身体障がい者手帳の交付を受けている者又はそれと同等と市長が認められた者）又は聴覚障害者団体

(2) 聴覚障がい者等とコミュニケーションを図る必要のある方

## 4 要約筆記者派遣の例

(1) 聴覚障害者団体などによる大会(講演会)や会議など

(2) 病院・医院での診察や検査

(3) 学校や幼稚園・保育所での授業参観・懇談会・保護者会・入学式・卒業式・家庭訪問など

(4) 官公庁・裁判所・警察署・職業安定所・健康保健センターとの相談など

(5) 社会参加を促進する学習活動など

(6) その他

## 5 申込方法

登録手話通訳者等派遣申請書に、必要事項を記入して、  
障害福祉企画課へFAX（054-221-1494）または各福祉事務所障害者支援課窓口  
へ提出。

## 6 その他

- (1) 費用は原則無料です。(個人の場合)
- (2) 各種講演会、研修会、企業内研修会、催し物などは、主催者団体の負担となる場合があります。
- (3) 団体の会議・大会等の場合は打ち合わせが必要になりますので、事前と当日の連絡責任者を明確にしておいてください。
- (4) OHP・スクリーンなど使用機器は原則として依頼者が用意してください。(貸し出しについては相談に応じます)。
- (5) ロールシートやノートテイクで要約筆記者が書いたものは、その場限りのものであり記録ではありませんので、ご理解ください。
- (6) 政治活動、宗教活動、営利活動に関するものはお受けできません。
- (7) 要約筆記者には「守秘義務」があり、要約筆記業務上知り得た情報を他に漏らすことは禁止されています。要約筆記の内容・個人の秘密は守られます。(守秘義務)
- (8) 要約筆記者は通訳業務以外のことを行なうことは出来ません。
- (9) 派遣について聞きたいこと、意見や要望があるときはお気軽にお尋ねください。

## 7 派遣申込み、問い合わせ

担当課	住 所	連絡先
保健福祉長寿局 健康福祉部 障害福祉企画課	静岡市葵区追手町5番1号	(TEL) 054-221-1198 (FAX) 054-221-1494 (MAL) shougaifukushi@city.shizuoka.ig.jp

## 9 申請書様式

こちらに掲載しています。

<http://www.city.shizuoka.jp/000824187.pdf>